（別紙様式）

「消費者基本計画一部改定素案」に関する意見

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
			章	ページ	項目		項目名	
1	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	—					コロナ禍により消費生活のデジタル化が加速し、消費者を取り巻く環境は大きく変化したことから、新たな消費者トラブルも発生しています。法律・制度の改正、さまざまな施策は一省庁では難しく、各省庁横断的、一元的に推進することが望まれます。消費者庁は司令塔として、各省庁に対し工程表の確実な実施を促し、自らもスピード感をもって取組べきである。具体的な目標設定、定量的な指標を明確に記載してください。指標や目標の設定が短期で行なえない場合は、継続的に検討を行ってください。最近の国際情勢による消費生活の影響について注視し、物価の高騰や便乗商法等、対処すべき事項については適宜工程表に記載してください。
2	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(1)	②	ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁である厚生労働省、警察庁、消防庁は、消費者庁に協力し、消費者のために情報を一元的に集約し、消費者に対しスピード感を持って注意喚起をして被害の未然防止に努めるべきです。医業類似行為等による事故の対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(令和2年 11 月 17 日総務省)を踏まえ、都道府県等に及び関係省庁に通知制度の周知を依頼したことは評価します。今後、消費者安全法に基づく通知制度の周知を定期的かつ適切なタイミングで行なうよう検証をお願いします。消費者庁のウエブサイトの掲載だけでなくSNSの活用や動画の提供などしているが、残念ながら多くの消費者には届いていません。消費者に届く施策を具体的に記載してください。(Ⅰ-15)
3	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(1)	④	エ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係省庁で連携して継続的にリスクコミュニケーションに取り組むことは大変重要です。リスクコミュニケーションの情報発信方法として、具体的な方法が書かれ、消費者への分かりやすい情報発信に努めると記載してある点については評価します。しかし参加者は食の安全に関心のある方に限られている状況です。関心のない消費者(特に若者や高齢者等)にも確実に届くような情報発信を望みます。また専門用語を用いた一方的なものではなく、若者に対してはSNSやウェブサイトを活用し、外出しない高齢者には政府広報等を通して、分かりやすく興味が持てるような情報発信を強く望みます。今回具体的な取り組み方法が示されていますので、実施後の参加者理解度を調査してください。小学生やその保護者等を対象に食品中の放射性物質に関する動画と学習プログラムを作成し、ウェブ上で公開されましたが、広く閲覧する工夫がされていません。学校教育の中でも取り上げられるよう文部科学省に働きかけをお願いします。(1－49)

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
4	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(1)	④	オ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	わかりやすい資料「食品と放射能Q＆A」「食品と放射能Q＆Aミニ」を改訂し、訪日外国人向けとして「食品と放射能Q＆Aミニ」の英語、中国語、韓国語の翻訳版の作成・公表等を行ったことは評価します。しかし配布されたのは国民のわずかです。「放射線の基礎知識、福島県産品の検査体制及び検査結果、ALPS処理水など」について、国民が正しく理解するための分かりやすい勉強会（説明会）を繰り返し行うことが最も重要と考えます。今後、国がトリチウムなど含む福島第一原子力発電所の処理水を薄めて海洋放出する方針を決定したことによる風評被害が起こらないように、国民に広く、正しい情報の周知徹底が必要です。アンケートを踏まえ、年度ごとに目標値を設定してください。（Ⅰ－50）
5	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(1)	④	ク 食品のトレーサビリティの推進	遺伝子組換え食品の表示では、油や醤油等の科学的検証ができないものに関しては表示義務が 免除されています。社会的検証でも表示が義務化されるよう、飲食料品のトレーサビリティの 導入・推進を強く望みます。導入に向けた取り組みの具体的な内容を工程表に記載してください。（Ⅰ－58）
6	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ア 特定商取引法等の執行強化等	消費者庁「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会ワーキングチーム」において出された消費者団体等の意見を踏まえて丁寧に検討を進め、同検討会が結論を得た場合には、その結論を工程表に反映させ、必要な措置の実施をしてください。特定商取引法及び預託法の執行をより一層強化し、幅広く周知を徹底してください。事業者に対しての説明会を実施していますが、まだ一部の事業者です。周知を強化してください。(1－63)
7	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ア 特定商取引法等の執行強化等	インターネット通販では、SNSやアフィリエイトなどを利用した悪質な広告により誘導され不十分な表示により誤認して取引に至りトラブルになっているケースが増加の一途です。自らの意思で自由に選択して申し込んだとは言えません。通信販売取引における一定の広告規制の強化、取消権の導入などが行われましたが、定期購入の苦情は未だに多く寄せられています。また、通販申込みの際に想定していない勧誘を受けるなどの電話勧誘該当性の問題や若年者のトラブル防止のための連鎖販売取引の規制強化、不招請勧誘規制の必要性、法執行の強化について記載してください。（Ⅰ－63）
8	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ア 特定商取引法等の執行強化等	「特定継続的役務提供」については指定役務性を維持している。継続的役務提供の6種類の指定役務提供以外についても、消費者被害が多発しているにもか関わらず、消費者保護がなされていない現状にあります。今後の取組予定の中に、改正することを記載してください。（Ⅰ－63）

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
9	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	消費者庁の「消費者契約に関する検討会報告書」の公表及びその後の意見募集等により改正法案が示されましたが、1年9か月かけた検討会の報告書の内容の多くが反映されませんでした。消費者の心理に着目した取消権をはじめとした重要な課題について、今後さらに検討する必要があることを具体的に記載してください。また、今回の改正の周知・広報について、消費者はもちろんですが、特に事業者に徹底することを記載してください。（Ⅰ－68）
10	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	ア 電気通信サービスに係る消費者保護の推進	消費者保護ルールの実効性を確保するため、制度の実施状況の継続的なモニタリングが行われ、施行規則・ガイドラインが改正されましたが、これまでの改正においても、電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底がなされていません。法執行の強化を行うことと、引き続きモニタリングやPIO-NET情報から苦情の分析を行い、必要に応じて、さらなる法改正を検討する旨記載してください。（Ⅰ－76）
11	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	キ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	キャッシュレスを推進している国の施策とネット通販の拡大によって、クレジットカードの利用頻度、利用する人が格段に増加し、比例してトラブルも増加しています。消費者では防ぐことができない情報漏えいによるトラブルも増加しています。「クレジットカード・セキュリティガイドライン」が策定され、実務上の指針として位置づけ、着実に取組を進めるとありますが、官民一体となって早期に取組が行われることが必要です。その旨記載してください。また、消費者教育はもちろん、消費者に対注意喚起など、消費者庁としての取組みを具体的に記載してください。割賦販売法の改正による、クレジット番号等の管理義務者の対象範囲が拡大されましたが、情報商材や出会い系サイト業者の決済を代行する悪質なクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して、加盟店調査義務等を果たしていません。この現状をモニタリングし、速やかに業務改善命令、登録の取消しを厳格化すると記載してください。また、コンビニ後払い等新たな決済方法に対して法律による規制を早急に検討することを記載してください。（Ⅰ－89）
12	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	ス 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応	独居の高齢者の身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスの需要が、少子高齢化の進展により、今後一層高まってきます。消費者委員会が発出した建議（平成29年1月31日）後、ガイドラインの策定や法整備がされていません。消費者がこれらのサービスを安心して利用できるよう、消費者に注意喚起や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で事務連絡や注意喚起の内容を再周知していただきましたが、周知徹底のため、引き続き情報提供を行うとともに、関連する消費生活相談の状況を注視し、実態把握を行った上で、起こり得る消費者問題を先取りして、必要な措置を検討・実施することを明記してください。（(I－100）

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
13	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	セ 美容医療サービス等の消費者被害防止	平成29 年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行、KPIの目標では当該指標を注視しつつ、適切に対応を行うと書かれておりますが、特定継続的役務提供に該当しない美容医療に関する苦情の検証を行い、必要に応じて法律改正に繋げることを記載してください。（Ⅰ―102）
14	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	チ 電気・ガスの小売供給に係わる取引の適正化	電力・ガス取引等監視委員会・国民生活センター・消費者庁が共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを4回にわたり公表しましたが、多くの国民には届いておりません。特に高齢者は悪質な代理店の訪問販売で「安くなる」のセールストークに翻弄され、意思に反して契約をしてトラブルに巻き込まれています。二次代理店や三次代理店は、特定商取引法や電気事業法・ガス事業法を理解しておりません。KPIの目標に、悪質事案に対し厳正に対処していくと書かれておりますが、具体的に注意喚起による実名公表や代理店指導の徹底と明記してください。（Ⅰ―108）
15	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	③	ア 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	虚偽誇大な広告による消費者被害は増加の一途です。景品表示法検討会が開始されましたが、今後、アフィリエイト広告、SNS広告のトラブルを注視し必要に応じて景表法の改正をすること、これまでの課徴金制度の運用状況を確認して制度の見直しを検討することを記載してください。（Ⅰ―113）
16	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等	コロナ禍によりインターネット通販が急速に拡大する中、食品の安全性の確保、消費者が正しく食品の選択ができるよう、ECサイト上での消費者への情報提供を充実させる必要性は一段と高まっています。令和6年度に「インターネット販売における食品表示の検討」が予定されていますが、消費者に正しい情報がわかりやすく届くよう、ECサイト上の食品表示の在り方について、早急に行う必要があります。今年度からの取組みの具体的な内容を工程表に記載してください。栄養成分表示の活用についてはデジタル機器での表示を読み取る実証実験が行われています。今後実際に活用できるよう取り組みを続けることを記載してください。（Ⅰ―123）
17	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等	2022年度に完全施行される加工食品の原料原産地表示は非常に複雑でわかりにくい制度なので、消費者の誤解を招かないよう今まで以上の普及啓発が求められます。関心のない消費者にも届くような情報発信の方法などについて具体的な取り組みを示してください。（Ⅰ―124）

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
18	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑤	イ 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	機能性表示食品を含め、各種効能を謳った健康食品が世の中に氾濫している現在、消費者は誇大広告に誘発されて安易に購入していますが、試してみたら効果が無い、皮膚がヒリヒリする、赤くなった等の健康被害も増えています。健康被害の発生を防ぐためにも、関係機関と連携して監視の強化と、法令違反に関しては、引き続き厳正な対処を引き続き望みます。特にインターネットにおける健康食品等の虚偽誇大広告表示・不当表示に対する取り締まりの強化を求めます。（Ⅰ―129）
19	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑤	ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	近時、水産食品に関する産地偽造の事案が発生したことから、現状を検証し、関係省庁と連携し、産地偽造等の不適切な食品表示への監視・取り締まりを重点的に行うための、科学的手法を活用した食品表示の適正化を強く望みます。（Ⅰ―131）
20	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑨	エ インターネット上の消費者トラブルの動向等の把握	令和3年度に行われた調査は、いずれも現状トラブルが増加しているテーマであり、広く周知が必要です。「調査結果を発表するとともに」とはありますが、国民には伝わっていません。調査結果の広報の方法等についても記載していただきたい。（Ⅰ―166）
21	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑨	キ 個人情報保護法の適切な運用	個人情報保護法の適切な運用として、個人情報保護委員会の取組みの記載がありますが、インターネット取引の急増やデジタルプラットフォームの台頭、AIの活用、情報銀行などの新サービスの登場などから、消費者の個人情報に関する意識の強化が緊急の課題です。消費者庁として、消費者への情報発信、啓発などの取組みを記載してください。（Ⅰ―171）
22	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(3)	⑤	⑤ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	青少年のインターネット利用は低年齢化が進んでいること、GIGAスクール構想もありインターネット利用は必須のものとなっていること等から、フィルタリング利用については、更なる利用促進の取組みが必要となっています。しかし、保護者の中には、フィルタリングのカスタマイズ機能やペアレンタルコントロールについての知識がなくフィルタリングのアクセス制限で使えなくなるがあるからと途中で外してしまったり、ペアレンタルコントロール機能を利用しないなどの問題が生じています。フィルタリングの利用を促進するためには、保護者に対する周知についても記載してください。また、乳幼児期からスマートフォン、タブレットを利用させる保護者も多く、スマホ依存や健康への悪影響なども考えられます。スマホ利用について保護者に対する啓発を強化する旨を具体的に記載してください。（Ⅰ―191）

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
23	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(3)	⑧	⑧孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進	令和3年10月1日に厚生労働省と消費者庁の連名で、地方自治体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確地域協議会との連携について」を送付していただきましたが、現場ではその連携の重要性は理解されておりません。市町村レベルで十分な連携が行われるように、現場の実態を検証し、必要な支援策を検討してください。（Ⅰ―197）
24	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(4)	①	① 消費者団体訴訟制度の推進	適格消費者団体への国による支援は、設立に向けた支援となっています。適格消費者団体の活動は弁護士、消費生活相談員等のボランティアに支えられています。事業者の不当な勧誘行為の差止は公的な活動と考えられることから活動を維持するための国による支援が必要です。これらの支援についても記載してください。消費者庁の「消費者契約に関する検討会報告書」及び「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」および意見募集等から改正法案が示されましたが、今後の周知・広報について、消費者はもちろんですが、特に事業者に徹底することを記載してください。（Ⅰ―199）
25	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第1章	1	(4)	⑧	⑧ IT・AI を活用した民事紛争解決の利用拡大・機能	裁判手続きIT化やODRなど、相談窓口の多様化が進められています。インターネットの環境整備や情報教育とともに、デジタルデバイドに対するサポートが必須です。消費者庁の役割として、その取組みを明記してください。（Ⅰ―210）
26	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第2章	2	(1)	②	② 食育の推進	第4次食育推進基本計画に基づき、関係府省庁が連携し、重点事項である①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進が図られることを期待します。また、デジタル化に対応した食育を推進するために作成された「デジタル食育ガイドブック」が多いに活用されるよう、広く国民に情報発信してください。（Ⅱ―8）
27	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第2章	2	(4)	①	①公益通報保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	令和4年6月の改正公益通報者保護法の施行に向け、国民に改正内容や指針等の周知・広報をしてください。法改正による効果を含む公益通報者保護制度の実効性を適切に検証してください。（Ⅱ―38）

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
28	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第3章	3	(1)	①	①デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」の施行後の実効性確保のために、取引DPF提供者の取組状況のモリタリングをすることが重要です。モニタリングすること、取引DPF提供者に説明や開示を求めること、消費者へ公表することなど具体的に記記載してください。取引デジタルプラットフォーム官民協議会が適切に機能することが重要です。消費者等に官民協議会の検討内容を理解してもらうため、適切な情報開示をお願いします。（Ⅲ－1）
29	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第3章	3	(1)	⑤	⑤特定商取引法等の執行強化等【再掲】	消費者庁の取組の特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行について賛成します。（Ⅲ―16）
30	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第3章	3	(2)	①	ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現	キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現は、消費者庁の緊急の課題です。現在の消費者トラブルはほとんどがキャッシュレス決済と電子商取引関連です。法律の適用のない新たな決済の仕組みに対する規制の策定や消費者啓発等の具体的施策を年度ごとに記載してください。（Ⅲ―32）
31	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第3章	3	(2)	①	イ デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保	令和4年2月に公表された消費者庁の「アフィリエイト広告等に関する検討会報告書」を踏まえ、景品表示法の指針の改定や、同法と他の関係法令との連携による執行強化など、悪質事業者の排除に向けた所要の取組について工程表に記載してください。今後の検討課題とされたステルスマーケティングについての実態把握及び検討実施について工程表に記載してください。（Ⅲ－36）

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
32	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第3章	3	(2)	③	ア「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進【再掲】	「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットを用いた普及啓発について、学校教育や社会人教育などその活用方法について具体的に記載をしてください。（Ⅲ―46）
33	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	①	①「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	都道府県（政令市を含む）と市町村の消費者教育コーディネーターでは、役割が異なることを踏まえた、各消費者教育コーディネーターの定義及び役割を明確に示し、連携・連携協働できる仕組みを構築することが必要です。また、地方公共団体の消費者教育コーディネーターと連携する外部機関（学校・地域団体・外部消費者団体等）の中核となるコーディネーターを明確に位置付け、スムーズに連携できる仕組を構築することで、より実効性を持った消費者教育の推進につながります。消費者教育コーディネーターの活動には、各コーディネーターとの連携が重要です。消費者教育コーディネーターが意見交換できる場を設置した上で、消費者教育コーディネーターの育成、配置の促進を期待します。（Ⅳ―1）
34	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	②	② 学校における消費者教育の推進	施策に小・中・高等学校等と記されていますが、幼児等を加え、幼児教育の推進も明確にするために付け加えてください。（Ⅳ―8） 「社会への扉」が難しいという現場からの声を受け令和3年6月に公表された特別支援学校（知的障害）向け教材は大変わかりやすいもので、今後、この教材の周知と活用を積極的に行っていく必要があります。また、生徒及び教員に対し、実践的な講座等を継続的にきめ細かく行っていく必要があります。（Ⅳ－10）

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
35	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	③	③ 地域における消費者教育の推進	地域の消費者教育の担い手として、コーディネーターの配置の支援が記載されていますが、コーディネーターの配置が継続的になるように財政的な支援が必要です。また、コーディネーターが活動するためにはコーディネーターに権限があることも重要です。権限の付与が必要であることを記載してください。。(Ⅳ－15)
36	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	④	④ 多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の推進	地域における親子向け講座は、地域の消費生活センターとの連携が必須です。消費者教育ポータルサイトや消費者庁のウェブサイトの閲覧は一部の方に限られています。広く利用促進させるため、消費生活センターとの連携を記載してください。(Ⅳ―19)
37	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	⑥	⑥ 金融経済教育の推進	高等学校の新学習指導要領公民科の新科目「公共」では資産運用が、「家庭基礎」「家庭総合」においても資産形成が加わりました。金融サービスの利用に伴うトラブルが多発している状況のなか、高校生が金融サービスの基本を学ぶ事例、講座等が必要です。また、学校教員向けの講座も必要であることを記載してください。(ⅳ －23)
38	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	①	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備のために、消費生活相談員の配置促進、資格保有率の向上等、地方公共団体を支援するとありますが、交付金の見直しによる財源不足で相談員を雇用できない、あるいは雇用したくても相談員を確保することができないなどにより、相談員数が減少しています。特に相談員不足は深刻です。相談員の量と質の確保のためには相談員の待遇改善が喫緊の課題です。相談員確保のために財政支援を含めた具体的な支援策を示してください。(Ⅴ－21)
39	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	①	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	会計年度任用職員制度が導入されました。消費生活相談員の処遇改善が図られたのか、実態が 不明確です。本協会の会員からは処遇悪化や人員削減による多忙などの報告もあります。新たな問題が発生していないか実態を把握し問題があれば地方公共団体へ要請する必要があります。早い段階で実態調査を実施し公表してください。(Ⅴ －21)

意見No.	氏名・法人名	職業（差し支えない範囲で御記入ください。）	対象箇所（ページ以外はプルダウンリストから選択してください。）					意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
40	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	②	② 地域の見守りネットワークの構築	消費者安全確保地域協議会の設置率を高めていくことは大変重要です。県内人口カバー率50% としていますが、まだ0%の県も数多くあり、特にそれらの県の対応策を加えてください。（Ｖ－25）
41	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	④	④ 都道府県における法執行強化	地方公共団体における法執行業務は、高度で特殊な専門性が必要です。法執行を強化すること は重要ですが、専任者の配置がされていない県も多くみられ、法執行強化の施策を具体化し、 加筆してください。（Ｖ－30）
42	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第5章	4	(3)	⑦	⑦ 消費生活相談情報の的確な収集と活用	地方公共団体においてSNS消費生活相談を実施するためには、マニュアルを作成して配布するだ けでは実現できません。財政支援、消費生活相談員の人員の手配、相談技術の習得、職員による理解とサ ポート、近隣の市町村との連携などが不可欠です。SNS相談を推進するために、どのように地方公共団体を支援をするのか、具体的に記載してください。（Ｖ－34）
43	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	⑧	⑧ 国民生活センターによる研修の実施	国民生活センター相模原事務所研修施設を利用しての研修の充実は大切です。それと同時に、コロナウイルス感染防止のためのオンライン配信により、消費生活相談員の研修の機会は増加しています。今後も研修施設での研修とともに、オンライン配信による研修の充実をお願いします。一方、地方消費者行政強化作戦2020では地方行政職員の研修参加率80%以上を目標値としていることから、オンライン配信により職員の研修参加率が上昇することを期待しています。職員の利用促進を加えてください。（Ｖ－36）
44	(公社)全国消費生活相談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	⑧	⑧ 国民生活センターによる研修の実施	Web研修、Dラーニングは非常に有効なものですが、消費生活相談の役割は知識や情報だけで果たせるものではないことから、コロナ禍の対策を万全にしてリアル研修の充実、機会の提供もしてください。（Ｖ－36）